

東京ベイシティ交通株式会社

次世代育成支援対策推進法（次世代法） 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2028年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：職場における、妊娠・出産・育児休業・介護休業等の諸制度の点検・整備と
継続的な周知

<対策>

- 就業規則で定めている「子の看護休暇」「介護休暇」「育児休職」「介護休職」について、
従業員向けに利用案内を作成し、営業所休憩室に掲示する。

目標2：職場において、育児休業や介護休業等を取得しやすくなるような
就労環境づくりと、雰囲気づくりの実施

<対策>

- 従業員に向けて、当社はあらゆるハラスメントを許さないことを表明し、育児に関するものをはじ
めとしたあらゆるハラスメントがない職場を常に目指していくとともに、育児・介護休業等の制度
を利用しようとする者が、安心して制度を利用できる職場であることを、社員手帳や営業所内掲示
を通じて周知する。
- 当社および、京成グループのコンプライアンス・ハラスメント相談窓口を従業員に開示し、育児・
介護休業等の制度に限らず、就労に際し困ったこと等があったときに通報・相談できる窓口がある
ことを、継続して周知する。
- 育児や介護を目的に年次有給休暇を取得しようとする者に対しては、可能な限り休暇を取得できる
ように、従業員への配慮や勤務調整を行う。

以 上